事　務　連　絡
令和８年６月５日

関係団体の長　殿

鳥取労働局労働基準部
健康安全課長

熱中症予防の普及啓発・注意喚起について

日頃から労働行政の推進につきまして、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、近年、気候変動の影響等により、熱中症による健康被害が数多く報告されており、気温の高い日が続くこれからの時期に備え、労働者ひいては国民一人一人に対して熱中症予防の普及啓発・注意喚起を行う等、対策に万全を期すことが重要です。

このため、厚生労働省では、熱中症予防を広く国民に呼びかけることを目的として、様々な場面で活用できる各種リーフレットを作成しております。

また、厚生労働省ホームページにおいて、日本救急医学会作成の「熱中症診療ガイドライン 2024」を掲載するとともに、暑さ指数（WBGT）や熱中症警戒アラート等の関連情報が環境省「熱中症予防情報サイト」で提供されています。

昨年６月１日からは、職場での熱中症対策について、事業者に対し、①熱中症のおそれがある作業者を早期に発見するための体制整備、②熱中症の重篤化を防止するための措置手順の作成、③これらの体制や手順の関係作業者への周知を義務付ける労働安全衛生規則の改正が行われました。

加えて、本年３月には、複数のオプションの中から事業者がその業種・業態に応じて適切な対策を選択できるよう熱中症対策をまとめた「職場における熱中症防止のためのガイドライン」が策定されております。

つきましては、本年度におきましても、これら情報等を御活用いただき、こまめな水分・塩分の補給、扇風機やエアコンの利用等の熱中症の予防法について、傘下会員等へ、広く周知いただきますようお願いいたします。

なお、上記に関連する情報は、鳥取労働局ホームページ内にリンク先等を掲載しておりますので、適宜、御参照ください。

○鳥取労働局ホームページ

熱中症予防対策（https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/newpage_01285.html）
（令和８年 STOP！熱中症クールワークキャンペーン、労働安全衛生規則の改正）

熱中症防止のためのガイドライン等の掲載ページ
（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_73330.html）

(一社)鳥取県労働基準協会
受
令和 8. 6. -8
第　号